

J-クレジット制度の普及に向けた北海道の取組

森林所有者がJ-クレジット制度の活用を通じて、クレジットを創出・販売することで、木材販売収入以外の外部資金の獲得が可能となり、さらなる森林整備に繋がることが期待される。

道では、森林整備による森林吸収量の確保を進めるためのJ-クレジット活用促進に向けて、R5年度に市町村等を対象にした相談窓口の開設や森林由来クレジット創出支援セミナーを開催。

R6年度は引き続き、研修会の開催や相談窓口の開設のほか、森林吸収源対策推進地域協議会等の場を通じ、制度活用に資する情報の提供などを行う。

【令和5年度の取組】

1. 相談窓口の開設(R5.8~R6.2)

クレジット創出に関する疑問等を解消するため、創出実績のある事業者による相談窓口を開設



2. 全道3地域でセミナーの開催(R5.9~R5.11)

クレジット制度の概要や創出事例、活用状況の紹介、創出手続きの演習などを実施。
(旭川・帯広・札幌開催 計165名参加)

3. 地域協議会向けの情報提供

J-クレジットの道内での取組実績や、創出に役立つ情報提供などを実施

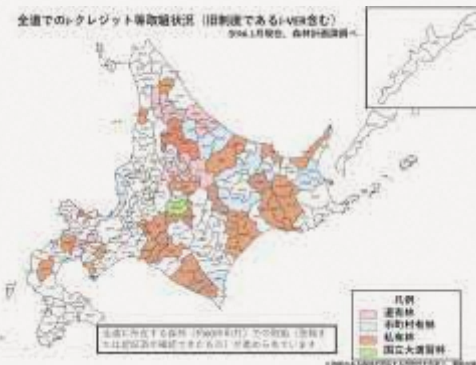
【今後の取組】

1. 制度の活用を促進するため、各種情報を提供

- ・道有林におけるJ-クレジット創出
- ・国の取組・支援事業
- ・制度活用に資する参考事例 等

2. 実務問答集の作成・共有

3. 航空レーザ測量実施状況の共有



道有林におけるJ-クレジット創出の取組について



制度の概要

・J-クレジット制度とは、省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、2013年度より国内クレジット制度とJ-VER制度を一本化し、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。

・温室効果ガスの排出削減または吸収量の増加に繋がる事業の実施

省エネ設備の導入

ボイラー・照明の導入

適切な森林管理

植林・間伐等

再生可能エネルギー導入

太陽光発電設備の導入



J-クレジット創出者

(中小企業、農業者、森林所有者、地方自治体等)



CO₂等の排出削減・吸収量
(J-クレジット)

経済産業省 環境省 農林水産省



J-クレジット購入者

(大企業、中小企業、地方自治体等)

温対法・省エネ法の報告

カーボン・オフセット

カーボンニュートラル
行動計画の目標達成

※J-クレジット制度事務局資料を一部改変

主な制度改正(森林分野)

○令和3年8月 航空レーザによる森林調査(モニタリング)を容認

▶負担の大きかった現地調査を緩和。航空レーザを活用することで、効率的に大規模なクレジット創出が可能に。

○令和4年8月 天然生林の吸収量をクレジット化

▶従来は、育成林の吸収量のみであった算定対象が、天然生林にも拡充。森林から、より多くのクレジット創出が可能に。

道有林における創出モデル

J-クレジット制度の活用を通じて、木材販売収入以外の外部資金の獲得が可能となり、さらなる森林整備に繋がることが期待。

一方で、改正された制度の運用事例が少ないことから、道有林において森林由来クレジットを先導的に創出し、得られたノウハウを、市町村等に普及することで、J-クレジット制度の活用を通じた適切な森林整備を促進。

【創出モデル】

区分	航空レーザを活用した大規模創出	天然林における創出実証
実施方法	協定に基づく企業連携 (創出クレジットは道と連携企業で分配)	外部委託による直営 (創出クレジットは全て道が取得)
対象森林	上川北部(士別市、名寄市、美深町、音威子府村、中川町)及び網走西部管理区(雄武町、興部町、西興部村)の人工林	留萌管理区 初山別村の天然林 (一部人工林を含む)
対象面積	約2万6千ha	約1,700ha
対象期間	令和5年度～令和12年度の8年間	令和6年度～令和13年度の8年間
主な適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営計画が作成されていること ・500ha以上あること ・1990年以降に施業を実施し、認証対象期間中に保護(巡視)活動を実施 ・認証期間中に森林施業を新たに実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・保安林等の制限林 ・認証期間中に保護(巡視)活動を実施
クレジット創出量(見込み)	約58万t-CO ₂ (8年間)	約6千t-CO ₂ (8年間)
販売開始(見込み)	令和6年度～	令和7年度～
吸収量算定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・航空レーザデータの解析処理により樹高を測定(地位の特定) ・地位別の樹高・蓄積テーブルによる林分材積成長量に施業面積を乗じて算出 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹高の測定(地位の特定)は不要 ・森林調査簿の材積と森林生態系多様性基礎調査の材積を比較し、低い方の林分材積成長量に森林面積を乗じて算出

※対象期間年度と販売開始年度にズレが生じるのは、クレジット認証(=発行)の仕組みによるもの。

吸収量の算定は、原則としてクレジット認証申請日の前年度の最終日(4月1日から3月31日)までを対象として年度単位で行う。つまり、当年度の吸収量をクレジットとして発行できるのは、翌年度以降になる。

対象期間	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目
森林の吸収量	→	→	→	→
クレジット認証		★	★	★

クレジットは、モニタリング実施後にJ-クレジット制度認証委員会の審議を経て認証(発行)される。



令和5、6年度の取組について

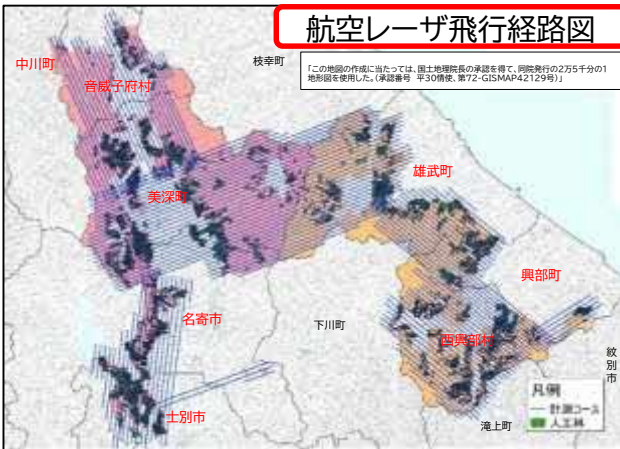


航空レーザを活用した大規模創出

【令和5年度の取組】

- 令和5年6月に航空レーザ測量を実施(モニタリング)。
- 航空レーザデータから樹種や樹高を解析するにあたり、検証用のデータを収集するため、現地調査を実施。
- 令和5年8月にプロジェクト計画書の妥当性審査を受審。
- 令和5年11月の認証委員会にてプロジェクトを登録。
- 森林由来クレジットの創出に関心のある市町村等に対し、実務研修会等の機会を活用し、道の取組を紹介。

航空レーザ飛行経路図



【令和6年度の取組(予定)】

- モニタリング検証審査の受審。
- 令和5年度吸収量分のクレジット発行申請。
- 取得したクレジットの販売。
- 実務研修会等の機会を活用して実証で得たノウハウを普及。

天然林における創出実証

【令和5年度の取組】

- プロジェクト計画書を作成。
- 道自ら実証を行う経験を活かし、今後、クレジット創出に取り組みたい道内の市町村等向けの「Q&A(プロジェクト計画書作成編)」を作成。
- 森林調査簿と現地の状況の整合性を検証するため、樹種構成や樹高等の現地調査を実施。



天然林の現地調査



【令和6年度の取組(予定)】

- プロジェクト計画書の妥当性審査及び登録申請。
- 巡視及びモニタリングの実施。
- モニタリング報告書及び「Q&A(モニタリング編)」の作成。
- 実務研修会等の機会を活用して実証で得たノウハウを普及。